

荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）整備・運営事業 新旧対照表（令和4年3月18日修正版公表からの変更点）

○募集要項

No.	該当箇所	旧	新
1	P3 （7）事業期間	事業者の提案により、令和8年3月よりも前に開業することは可能である。ただし、開業時期の前倒しに伴い発生する追加費用を市は負担しない。また、開業時期を前倒しした場合でも、事業の終了は令和23年3月末日までとする。	事業者の提案により、令和8年9月よりも前に開業することは可能である。ただし、開業時期の前倒しに伴い発生する追加費用を市は負担しない。また、開業時期を前倒しした場合でも、事業の終了は令和23年9月末日までとする。
2	同上 表 実施時期・期間	基本協定の締結：令和5（2023）年1月 事業契約の仮契約締結：令和5（2023）年2月 事業契約に係る議会の議決：令和5（2023）年3月 事業契約（本契約）の締結：令和5（2023）年6月 設計・建設期間：令和5（2023）年7月から本施設の引渡し日まで （中略） 開業日：令和8（2026）年3月 維持管理・運営期間：開業日から令和23（2041）年3月末日	基本協定の締結：令和5（2023）年10月 事業契約の仮契約締結：令和5（2023）年11月 事業契約に係る議会の議決：令和5（2023）年12月 事業契約（本契約）の締結：令和5（2023）年12月 設計・建設期間：令和6（2024）年1月から本施設の引渡し日まで （中略） 開業日：令和8（2026）年9月 維持管理・運営期間：開業日から令和23（2041）年9月末日
3	P4 表 下部	なお、本事業は交付金の活用を検討しており、本契約の締結は当該交付金の交付（不交付）決定日以降を予定している。よって交付（不交付）決定の時期によっては、事業契約の締結時期が前後する可能性がある。その場合は、当該契約締結時期から令和23年3月末日までの事業期間とする。	（削除）
4	P13 （1）事業者の募集 及び選定のスケジュール（予定） 表 1行目	募集要項等の公表（募集要項、要求水準書、審査基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）の公表）： 令和4年 1月18日（火）	募集要項等の公表（募集要項、要求水準書、審査基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）の公表）： 令和4年 8月●日（●）
5	同上	募集要項等に関する質問の受付：	募集要項等に関する質問及び対話議題（第1回）の受付：

No.	該当箇所	旧	新
	表 2行目	令和4年 1月18日(火)～同年2月18日(金)	令和4年 11月●日(●)～同月●日(●)
	同上 表 新3行目		(追加) 第1回対話の実施： 令和4年 11月●日(●) ※予備日：同月●日(●)
6	同上 表 3行目	募集要項に関する質問への回答公表(①)： 令和4年 3月11日(金)	募集要項に関する質問への回答及び対話議題に対する共通認識事項(第1回)の公表： 令和4年 12月●日(●)
7	同上 表 旧4～7行目	募集要項等の修正版の公表 「募集要項に関する質問への回答」に対する再質問の受付(①への再質問) 「要求水準書等に関する質問への回答」に対する再質問への受付(②への再質問) 「募集要項に関する質問への回答」に対する再質問への回答(①への再質問に対する回答)	(削除)
8	同上 表 8行目	参加資格審査の受付： 令和4年 4月4日(月)～同月8日(金)	参加資格審査の受付： 令和5年 1月●日(●)～同月●日(●)
9	同上 表 9行目	「要求水準書等に関する質問への回答」に対する再質問への回答(②への再質問に対する回答)	(削除)
10	同上 表 10行目	参加資格審査結果の通知： 令和4年 4月26日(火)以降	参加資格審査結果の通知： 令和5年 2月●日(●)以降
11	同上 表 新7行目		(追加) 募集要項等に関する質問及び対話議題(第2回)の受付： 令和5年 3月●日(●)～同月●日(●)
12	同上 表 11行目	参加資格審査通過者との対話の実施： 令和4年 6月	第2回対話の実施： 令和5年 3月●日(●) ※予備日：同月●日(●)
13	同上		(追加)

No.	該当箇所	旧	新
	表 新9行目		募集要項に関する質問への回答及び対話議題に対する共通認識事項（第2回）の公表：令和5年4月●日（●）
14	同上 表右 12行目	提案書類の受付： 令和4年8月29日（月）～同年9月2日（金）	提案書類の受付： 令和5年4月●日（●）～同年6月●日（●）
15	同上 表右 13～16行目	優先交渉権者の決定及び公表：令和4年12月下旬頃 基本協定の締結：令和5年1月 客観的評価結果及び審査講評：令和5年2月 事業契約の仮契約締結：令和5年2月	優先交渉権者の決定及び公表：令和5年9月下旬頃 基本協定の締結：令和5年10月 客観的評価結果及び審査講評：令和5年11月 事業契約の仮契約締結：令和5年11月
16	同上 表 17行目	事業契約に係る議会の議決： 令和5年3月	事業契約に係る議会の議決及び本契約の締結： 令和5年12月
17	同上 表 旧18行目	本契約の締結	（削除）
18	P13 ア 質問の方法	質問は、別添資料3「様式集」様式1「募集要項等に関する質問書」に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。	質問は、別添資料3「様式集」様式1-1～1-6「募集要項等に関する質問書」に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。
19	P14 イ 受付期間	令和4年1月18日（火）～同年2月18日（金）午後3時まで	第1回質問の受付 令和4年11月●日（●）～同月●日（●） 午後3時まで 第2回質問の受付 令和5年3月●日（●）～同月●日（●） 午後3時まで
20	P14 （3）募集要項等に関する質問への回答 イ 回答公表日	（ア）募集要項に関する質問への回答公表 令和4年3月11日（金） （イ）要求水準書等（要求水準書、審査基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案））に関する質問への回答公表 令和4年3月18日（金）	第1回質問への回答 令和4年12月●日（●） 第2回質問への回答 令和5年4月●日（●）
21	同上 （4）	（4）「募集要項等に関する質問への回答」に対する再質問の受付	（4）対話の実施 ア 対話の目的

No.	該当箇所	旧	新
		<p>募集要項等に関する質問への回答に対する再質問の受付は、次の手順により行う。</p> <p>ア 質問の方法</p> <p>質問は、別添資料3「様式集」様式1「募集要項等に関する質問書」に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には必ず「募集要項に関する再質問書」又は「要求水準書等に関する再質問書」と記載すること。</p> <p>また、提出者は電話により、受信の確認を行うこと。ただし、受付時間は市役所開庁日の9時から17時までに限る。</p> <p>なお、下記に示す受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。</p> <p>イ 受付期間</p> <p>(ア)「募集要項に関する質問への回答」に対する再質問の受付期間 令和4年3月11日(金)～同年3月25日(金)午後3時まで</p> <p>(イ)「要求水準書等(要求水準書、審査基準、様式集、基本協定書(案)、事業契約書(案))に関する質問への回答」に対する再質問の受付期間 令和4年3月18日(金)～同年4月1日(金)午後3時まで</p> <p>ウ 送付先 8(2)に示す問合せ先</p>	<p>市は、応募者との個別対話の場を設ける。この対話は、市及び応募者が十分な意思疎通を図ることによって、応募者が本事業の趣旨、市の要求水準書等の意図を理解することを目的としている。</p> <p>イ 対話参加者</p> <p>第1回 本事業への応募を希望する者。なお、複数の企業で構成されるグループによる参加表明を予定している場合は、複数者で参加することも可能とする。また、対話への参加は任意とする。</p> <p>第2回 参加資格審査通過者。</p> <p>ウ 申込の方法及び対話議題の受付</p> <p>別添資料3「様式集」様式1-7「個別対話参加申込書」及び様式1-8「対話議題申請書」に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には必ず「個別対話申込」と記載すること。</p> <p>また、提出者は電話により、受信の確認を行うこと。ただし、受付時間は市役所開庁日の9時から17時までに限る。</p> <p>なお、下記に示す受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。</p> <p>エ 受付期間</p> <p>第1回質問の受付 令和4年11月●日(●)～同月●日(●)午後3時まで</p> <p>第2回質問の受付 令和5年3月●日(●)～同月●日(●)午後3時まで</p> <p>オ 送付先 8(2)に示す問合せ先</p>

No.	該当箇所	旧	新
			<p>カ 対話実施日 第1回 令和4年11月●日(●) ※予備日：同月●日(●) 第2回 令和5年3月●日(●) ※予備日：同月●日(●) ※詳細は、対話申込者に個別に通知する。</p> <p>キ 対話時の留意事項 対話議題は提案内容に関わる内容を中心とし、様式集への記載方法等の単純な質疑については可能な限り「募集要項等に対する質問」で行うこと。 対話にあたり、市及び応募者の相互の意思疎通を円滑に図るために、必要がある場合は、応募者が対話の場で図面、資料等を提示することも可能とする。 対話の詳細は、申込者に対して個別に「対話実施要領」を配布するため、当該実施要領を確認すること。</p>
22	P15 (5) 対話による共有認識事項の通知	(5) 「募集要項等に関する質問への回答」に対する再質問への回答 ア 「募集要項等に関する質問への回答」に対する再質問への回答公表 「募集要項等に関する質問への回答」に対する再質問への回答は市ホームページにて公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは、公表しない場合がある。 イ 回答公表日 (ア) 「募集要項に関する質問への回答」に対する再質問への回答公表 令和4年4月1日(金) ※随時回答	(5) 対話による共有認識事項の通知 対話を実施した結果、競争上、認識を共有する必要がある事項については、対話による共有認識事項として、対話を行った全応募者に通知の上、市ホームページにて公表する。ただし、応募者の提案ノウハウ等に関わり、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものについては通知・公表しない。 ア 回答公表日 第1回対話議題に関する共通認識事項の公表 令和4年12月●日(●) 第2回対話議題に関する共通認識事項の公表 令和5年4月●日(●)

No.	該当箇所	旧	新
		(イ) 「要求水準書等(要求水準書、審査基準、様式集、基本協定書(案)、事業契約書(案))に関する質問への回答」に対する再質問への回答公表 令和4年4月22日(金)※随時回答	
23	同上 (6) 参加資格審査の受付	ウ 受付期間 令和4年4月4日(月)～同年4月8日(金)午後3時まで ※郵便による場合は提出期限までに必着のこと。	ウ 受付期間 令和5年1月●日(●)～同月●日(●)午後3時まで ※郵便による場合は提出期限までに必着のこと。
24	同上 (7) 参加資格審査結果の通知	参加資格審査の結果は、参加資格審査の確認申請を行った応募者の代表企業に対して、令和4年4月26日(火)以降に書面により通知する。	参加資格審査の結果は、参加資格審査の確認申請を行った応募者の代表企業に対して、令和5年2月●日(●)以降に書面により通知する。
25	同上 (8) 資格審査結果への理由説明の受付	ウ 提出期限 令和3年5月9日(月)午後3時まで ※郵便による場合は提出期限までに必着のこと。	ウ 提出期限 令和5年2月●日(●)午後3時まで ※郵便による場合は提出期限までに必着のこと。
26	P16 オ 理由説明への回答	市は説明を求められた場合、令和4年5月20日(金)までに説明を求めた参加希望者の代表企業に対して書面により回答する。	市は説明を求められた場合、令和5年2月●日(●)までに説明を求めた参加希望者の代表企業に対して書面により回答する。
27	旧 (9) 参加資格審査通過者との対話の実施	(9) 参加資格審査通過者との対話の実施 ア 対話の目的 市は、参加資格審査通過者との個別対話の場を設ける。この対話は、市及び応募者が十分な意思疎通を図ることによって、応募者が本事業の趣旨、市の要求水準書等の意図を理解することを目的としている。 イ 対話参加者 参加資格審査通過者 ウ 申込方法	(削除)

No.	該当箇所	旧	新
		<p>市は、参加資格審査通過者に対し、「対話実施要領」を配布する。参加資格審査通過者は、「対話実施要領」に従い、申し込みを行うこと。</p> <p>エ 申込期限 令和4年5月20日（金）午後5時まで</p> <p>オ 対話実施日 令和4年6月</p> <p>※詳細については「対話実施要領」において示す。</p> <p>カ 対話における議題・質問等 (ア) 荒尾市産の農水産物の取扱目標について（必須提出） 募集要項別紙4（6）に示すとおり、道の駅の独立採算施設のモニタリングにあたり、市は、荒尾市産の農水産物の販売額の目標値（最高値及び最低値）の案を対話時において示す予定である。</p> <p>目標値の設定にあたり応募者からの意見を参考とするため、応募者は、対話において、自らが想定する荒尾市産の農水産物の年間の販売額の目標値等を対話時に提出すること。提出様式の詳細は別添資料3「様式集」様式2-14「対話様式（荒尾市産の農水産物の取扱目標について）」を参照すること。</p> <p>(イ) 対話における議題・質問等の受付（任意提出） 市は、上記（ア）以外の議題・質問等を受け付ける。また、市及び応募者の相互の意思疎通を円滑に図るために、必要がある場合は、応募者が対話の場で図面、資料等を提示することも可能とする予定である。詳細は、「対話実施要領」において確認すること。</p>	

No.	該当箇所	旧	新
28	旧 (10) 対話による 共有認識事項・質問 回答等の通知	<p>(10) 対話による共有認識事項・質問回答等の通知 対話を実施した結果、競争上、認識を共有する必要がある事項については、対話による共有認識事項・質問回答等として、対話を行った応募者に通知する。ただし、応募者の提案ノウハウ等に関わり、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものについては通知しない。</p> <p>ア 回答通知日 令和4年7月 ※詳細については「対話実施要領」において示す。</p> <p>イ 荒尾市産の農水産物の取扱目標に関する通知 対話を踏まえ、市が目標値として設定した「最高値及び最低値」についても、「対話による共有認識事項・質問回答等」として応募者に通知する。</p> <p>事業者は、市が通知した「最高値及び最低値」を踏まえて提案を行うこと。なお提案書類において、「最低値」を下回る提案があった場合、当該提案を行った応募者を失格とする。</p>	(削除)
29	P16 (9) 提案書類の受 付	<p>(11) 提案書類の受付 参加資格の確認を受けた応募者は、提案書類を次のとおり提出すること。</p> <p>ア 提出日時 令和4年8月29日(月)～同年9月2日(金)午後3時まで</p>	<p>(9) 提案書類の受付 参加資格の確認を受けた応募者は、提案書類を次のとおり提出すること。</p> <p>ア 提出日時 令和5年4月●日(●)～同年6月●日(●)午後3時まで</p>
30	同上 (10) ヒアリング	<p>(12) ヒアリング 提案書類審査に当たって、応募者に対するヒアリングを実施する。実施する場合の実施時期は令和4年12月を予定している。日時、場所、ヒアリング内容等は、提案書類を提出し</p>	<p>(10) ヒアリング 提案書類審査に当たって、応募者に対するヒアリングを実施する。実施する場合の実施時期は令和5年8月下旬から9月上旬頃を予定している。日時、場所、ヒアリング内容等は、</p>

No.	該当箇所	旧	新
		た代表企業に通知する。	提案書類を提出した代表企業に通知する。
31	P26 表 サービス対価A - 1の算定方法	②建設費のうち、対象事業費×50% なお、算定にあたっての対象事業費は下記とする。 ○道の駅 ・ 防災備蓄倉庫(防災用除く) 、道の駅共用部の実施設計費及び建設費(什器・備品の設置費用除く)	②建設費のうち、対象事業費×50% なお①②について、算定にあたっての対象事業費は下記とする。 ○道の駅 ・道の駅共用部の実施設計費及び建設費(什器・備品の設置費用除く)
32	同上 表 サービス対価A - 2の算定方法	①建設費のうち、対象事業費×50% なお、算定にあたっての対象事業費は下記とする。 ○道の駅 ・情報発信施設の建設費(什器・備品の設置費用除く) ・休憩機能(トイレ、ベビーコーナー)の建設費(什器・備品の設置費用除く) ○駐車場 ・道の駅の道路休憩機能分(目安として、小型自動車65台、大型自動車24台、思いやり駐車場1台)の駐車場の建設費(什器・備品の設置費用除く)	① 実施設計費のうち、対象事業費×50% ②建設費のうち、対象事業費×50% なお①②について、算定にあたっての対象事業費は下記とする。 ○道の駅 ・情報発信施設の 実施設計費及び建設費 (什器・備品の設置費用除く) ・休憩機能(トイレ、ベビーコーナー)の 実施設計費及び建設費 (什器・備品の設置費用除く) ○駐車場 ・道の駅の道路休憩機能分(目安として、小型自動車65台、大型自動車24台、思いやり駐車場1台)の駐車場の 実施設計費及び建設費 (什器・備品の設置費用除く)
33	P27 表 サービス対価A - 3の算定方法	①建設費のうち、道の駅の 防災備蓄倉庫及び自家発電施設 ×100%	①建設費のうち、道の駅の 備蓄倉庫及び自家発電施設 ×100%
34	同上 イ サービス対価B の算定方法	サービス対価Bは、設計及び建設業務に係る対価からサービス対価Aを除いた額とし、令和8(2026)年3月を第1回、令和8(2026)年4月から6月までを第2回とし、以降3か	サービス対価Bは、設計及び建設業務に係る対価からサービス対価Aを除いた額とし、令和8(2026)年9月を第1回、令和8(2026)年10月から12月までを第2回とし、以降3

No.	該当箇所	旧	新
		月ごとに年4回、令和23(2041)年1月から3月までを最終回とした計61回の元利均等で算出される割賦元本と割賦金利の合計とする。	か月ごとに年4回、令和23(2041)年7月から9月までを最終回とした計61回の元利均等で算出される割賦元本と割賦金利の合計とする。
35	P28 表 提案時の基準金利	・令和3年7月5日午前10時現在のTOKYO SWAP REFERENCE RATE (TSR) 6ヶ月 LIBOR ベース 15年物 (円/円) スワップレートとする。	・提案時の基準金利は0.197% (令和3年7月5日午前10時現在のTOKYO SWAP REFERENCE RATE (TSR) 6ヶ月 LIBOR ベース 15年物 (円/円) スワップレート) とする。
36	同上 表 金利確定日	・施設引渡し予定日の2銀行営業日前(銀行営業日でない場合はその前営業日) ・金利確定日の基準金利がマイナスとなっていた場合には、基準金利は0%とみなすものとする。 ・なお、LIBOR 廃止に伴う基準金利の見直しの際、市と事業者は、国の方針に従い、誠実に協議を行うものとする。	・施設引渡し予定日の2銀行営業日前(銀行営業日でない場合はその前営業日のRefinitiv(登録商標)から提供されている、午前10時30分現在の東京スワップレートレファレンスレート(TONA参照)として、JPTSRTOA=RFTBに揭示されているTONAベース15年もの(円/円)金利スワップレート中値とする。
37	P29 (2) サービス対価の支払方法 表 B	・市は、割賦元本及び割賦金利を合わせた額について、令和7年度第4四半期終了後を第1回とし、四半期ごとに計61回に分けて支払う。	・市は、割賦元本及び割賦金利を合わせた額について、令和8年度第2四半期終了後を第1回とし、四半期ごとに計61回に分けて支払う。
38	同上 表 C	・第1回支払時期は、令和7年度第4四半期終了後の請求からとし、計61回に分けて支払う。	・第1回支払時期は、令和8年度第2四半期終了後の請求からとし、計61回に分けて支払う。
39	同上 表 D	・第1回支払時期は、令和7年度第4四半期終了後の請求からとし、計61回に分けて支払う。	・第1回支払時期は、令和8年度第2四半期終了後の請求からとし、計61回に分けて支払う。
40	同上 表 E	・第1回支払時期は、令和7年度第4四半期終了後の請求からとし、計61回に分けて支払う。	・第1回支払時期は、令和8年度第2四半期終了後の請求からとし、計61回に分けて支払う。
41	P30 a	市及び事業者は、設計・建設期間内で事業契約締結の日から設計業務の完了日(設計業務完了届を市に提出し市の完了確認を得た日)を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により施設整備業務に係るサービス対価Bが不	市及び事業者は、設計・建設期間内で事業契約締結の日から設計業務の完了日(設計業務完了届を市に提出し市の完了確認を得た日)を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により施設整備業務に係るサービス対価A及び

No.	該当箇所	旧	新
		<p>適当となったと認めたときは、相手方に対してサービス対価の変更を請求することができ、市又は事業者は、相手方から請求があったときは、請求に応じなければならない。</p>	<p>Bが不適当となったと認めたときは、相手方に対してサービス対価の変更を請求することができ、市又は事業者は、相手方から請求があったときは、請求に応じなければならない。</p>
42	P31 b	<p>b サービス対価の改定方法は、変動前残工事費等(本契約に定められたサービス対価Bから割賦金利及びc (a) の基準日における出来形(工事の着手や資材の発注等が行われた既済部分をいう。以下同じ。)の額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事費等との差額のうち変動前残工事費等の1,000分の15を超える額(以下、「改定増減額(以下cにより算出した変動前残工事費等に相応する額をいう。以下同じ。)」という。)について、サービス対価Bの元本に加除し、改定額を定めるものとする。</p>	<p>b サービス対価の改定方法は、変動前残工事費等(本契約に定められたサービス対価A及びBの合計額から割賦金利及びc (a) の基準日における出来形(工事の着手や資材の発注等が行われた既済部分をいう。以下同じ。)の額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事費等との差額のうち変動前残工事費等の1,000分の15を超える額(以下、「改定増減額(以下cにより算出した変動前残工事費等に相応する額をいう。以下同じ。)」という。)について、サービス対価Bの元本に加除し、改定額を定めるものとする。なお、サービス対価Aの改定は行わない。</p>
43	同上 c サービス対価の改定手続きは、次に示すとおりとする。	<p>(c) 改定増減額については、提案書提出日と基準日との間の物価指数に基づき、以下の計算式により算定する。</p> $A = \alpha \times B - B \times 15/1,000 \quad (\alpha > 0 \text{ のとき})$ $= \alpha \times B + B \times 15/1,000 \quad (\alpha < 0 \text{ のとき})$ <p>A : 改定増減額 (サービス対価A又はサービス対価Bの増減額)</p>	<p>(c) 改定増減額については、提案書提出日と基準日との間の物価指数に基づき、以下の計算式により算定する。</p> $A = \alpha \times B - B \times 15/1,000 \quad (\alpha > 0 \text{ のとき})$ $= \alpha \times B + B \times 15/1,000 \quad (\alpha < 0 \text{ のとき})$ <p>A : 改定増減額 (サービス対価Bの増減額)</p>
44	同上	<p>(d) 改定率の算定に用いる指標は、国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室：建設工事費デフレーター(非住宅建築・非木造)とし、提案書提出日及び基準日の属する月の確報値とする。(c)の算定は、基準日に属する月の指数の確報値が公表された時点で行うものとする。</p>	<p>(d) 改定率の算定に用いる指標は、国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室：建設工事費デフレーター(非住宅建築・非木造) [指標は、契約時に、事業者の提案を踏まえて市と協議により変更することも可能とする]とし、提案書提出日及び基準日の属する月の確報値とする。(c)の算定は、基準日に属する月の指数の確報値が公表された時点で行うものとする。</p>

No.	該当箇所	旧	新
45	P32 (イ)		(追加) (イ) 開業準備業務に係る対価の改定 (サービス対価C) サービス対価Cの改定は行わない。
46	同上 (ウ)	(イ) 維持管理費・運営に係る対価の改定 (サービス対価D及びE) サービス対価D及びEについて、以下のとおり物価変動に基づいて変動させるものとする。改定は毎年度1回とし、翌年度の第1四半期分から反映させる。 初回の改定の計算は、令和6年度に行い(令和4年度(前々年度)と令和5年度(前年度)の指標により改定率を計算)、サービス対価D及びEの初回の支払(令和7年度第4四半期終了後)から適用する。 a サービス対価D及びEの費用区分 ※初回の改定における「前回改定時の前年度」を令和4年度とする。	(ウ) 維持管理費・運営業務に係る対価の改定 (サービス対価D及びE) サービス対価D及びEについて、以下のとおり物価変動に基づいて変動させるものとする。改定は毎年度1回とし、翌年度の第1四半期分から反映させる。 初回の改定の計算は、令和7年度に行い(令和5年度(前々年度)と令和6年度(前年度)の指標により改定率を計算)、サービス対価D及びEの初回の支払(令和8年度第2四半期終了後)から適用する。 a サービス対価D及びEの費用区分 ※初回の改定における「前回改定時の前年度」を令和5年度とする。
47	P41 (6) 独立採算施設のモニタリング	ア モニタリングの趣旨 荒尾市の農水産業者の活性化に資する道の駅の運営を行うため、独立採算施設(物販施設及び飲食施設)を対象として、荒尾市の製品の取り扱い状況について、モニタリングを行う。	ア モニタリングの趣旨 飲食・物販施設におけるモニタリングは、荒尾市の農業振興を目指す同施設において、荒尾市産の農水産物の取り扱いの拡大や、荒尾市産の食材活用の推進等を図るため、市と事業者が目標を共有するとともに、要求水準の達成状況や課題を共有し、官民双方の立場から解決策を検討・実行することを趣旨としている。 モニタリングを通して、PDCAサイクルのプロセスを経ることで、官民が一丸となって、より良い施設運営を進めることを重視するものである。

No.	該当箇所	旧	新
48	同上	<p>イ 物販施設のモニタリング</p> <p>(ア) モニタリングの指標・目標</p> <p>物販施設における、荒尾市産の農水産物の販売額を指標とし、目標値として、最高値（目標とすべき最高ライン）及び、最低値（必達ライン）を定める。具体的な数値については、募集要項4（7）に示す「参加資格審査通過者との対話」において、事業者の意見を参考にした上で決定する。</p> <p>「参加資格審査通過者との対話」では、現時点で市が期待する具体的な数値を示す。それと同時に、事業者が想定する目標（最高値及び最低値）及びモニタリング方法等の提出を求める。詳細は別添資料3「様式集」様式2-14「対話様式（荒尾市産の農水産物の取扱目標について）」を参照すること。</p> <p>「参加資格審査通過者との対話」の後、目標として市が設定した最高値・最低値を「対話による共有認識事項・質問回答等」として事業者に通知する。</p> <p>(イ) モニタリング方法、要求水準を満たしていない場合の措置</p> <p>モニタリング実施の結果、販売額について、市が設定した最高値を上回った場合には使用料の減免のインセンティブ、市が設定した最低値を下回った場合には使用料の上乗せのペナルティを付与する想定である。最高値及び最低値の間の販売額の場合は、別添資料2「要求水準書」に規定する計算式により算定した使用料を徴収するものとし、インセンティブ・ペナルティの付与は行わない。</p> <p>モニタリング方法（履行状況を確認するための運用方法、</p>	<p>イ モニタリングの内容</p> <p>(ア) 協議の場における目標の進捗管理</p> <p>物販施設における荒尾市産の農水産物の取り扱い拡大や、道の駅への出荷者の増加、飲食施設における荒尾市産の食材の活用促進等を図るため、市では、市及び事業者が協議する場を設け、官民双方の目標の共有及び進捗管理を想定している。</p> <p>なお、協議の実施頻度や、協議の場に参加するメンバーなどは、優先交渉権者の決定後、契約までの間に、優先交渉権者の意見もふまえ決定する。また、その後の運用の中で、不具合が生じた場合等には、実態に応じて改善していくものとする。</p> <p>(イ) チェックシートに基づく確認</p> <p>飲食施設においては、荒尾市産の食材の採用状況をはじめとする要求水準の達成状況について、市が作成するチェックリストに基づく確認を行う。成果指標だけでなく、活動指標（成果を出すための活動や努力の実績を評価する指標）を設定し、活動や努力も含めて確認する。確認結果は、上記の協議の場等において共有し、その後のより良い施設運営の検討材料とする。</p> <p>なお、チェックシートの内容や確認方法等の詳細については、優先交渉権者の決定後、契約までの間に、優先交渉権者の意見もふまえ決定する。また、その後の運用の中で、不具合が生じた場合等には、実態に応じて改善していくものとする。</p>

No.	該当箇所	旧	新
		<p>目標達成状況を踏まえた目標値更新の方法) 及び、インセンティブ・ペナルティの考え方についても、市の想定を「参加資格審査通過者との対話」時に示す。また、「参加資格審査通過者との対話」において、事業者からの意見・提案を求める。詳細については、事業者からの意見・提案を踏まえ、優先交渉権者の決定後、契約までの間に、優先交渉権者との協議によって、モニタリング方法及びインセンティブ・ペナルティの考え方について定める。</p> <p>ウ 飲食施設のモニタリング</p> <p>市は、飲食施設における荒尾市産の食材の採用状況について、事業者からの報告をもとに確認を行う。事業者からの報告を踏まえた上で、事業者の業務内容が要求水準等を満たしていないと判断される事象が発生した場合、改善要求を行うものとする。改善がみられない場合には、再度の改善要求を行う。再度の改善要求によっても改善が見込まれない場合は、ペナルティや事業契約の解除等を行う場合がある。</p>	

○要求水準書

No.	該当箇所	旧	新
1	【資料一覧】 資料 7	令和 3 年度健診スケジュール（参考）	(R4 年度) 健診・介護予防・食育事業の年間スケジュール（参考）
2	P9 (3) 事業期間	事業者の提案により、令和 8 年 3 月よりも前に開業することは可能である。ただし、開業時期の前倒しに伴い発生する追加費用を市は負担しない。また、開業時期を前倒しした場合でも、事業の終了は令和 23 年 3 月末日までとする。	事業者の提案により、令和 8 年 9 月よりも前に開業することは可能である。ただし、開業時期の前倒しに伴い発生する追加費用を市は負担しない。また、開業時期を前倒しした場合でも、事業の終了は令和 23 年 9 月末日までとする。
3	同上 表 実施時期・期間	基本協定の締結：令和 5（2023）年 1 月 事業契約の仮契約締結：令和 5（2023）年 2 月 事業契約に係る議会の議決：令和 5（2023）年 3 月 事業契約（本契約）の締結：令和 5（2023）年 6 月 設計・建設期間：令和 5（2023）年 7 月から本施設の引渡し日まで (中略) 開業日：令和 8（2026）年 3 月 維持管理・運営期間：開業日から令和 23（2041）年 3 月末日	基本協定の締結：令和 5（2023）年 10 月 事業契約の仮契約締結：令和 5（2023）年 11 月 事業契約に係る議会の議決：令和 5（2023）年 12 月 事業契約（本契約）の締結：令和 5（2023）年 12 月 設計・建設期間：令和 6（2024）年 1 月から本施設の引渡し日まで (中略) 開業日：令和 8（2026）年 9 月 維持管理・運営期間：開業日から令和 23（2041）年 9 月末日
4	同上 表 下部	なお、本事業は交付金の活用を検討しており、本契約の締結は当該交付金の交付（不交付）決定日以降を予定している。よって交付（不交付）決定の時期によっては、事業契約の締結時期が前後する可能性がある。その場合は、当該契約締結時期から令和 23 年 3 月末日までの事業期間とする。	(削除)
5	P17 2. 統括管理業務の 期間	事業契約の締結日～令和 23（2041）年 3 月末日	事業契約の締結日～令和 23（2041）年 9 月末日
6	P19 表 統括管理業務計	・対象期間：事業契約の締結日～令和 23（2041）年 3 月末日	・対象期間：事業契約の締結日～令和 23（2041）年 9 月末日

No.	該当箇所	旧	新
	画書 業務計画書 【長期計画】		
7	P29 1) 建築形態	・有明海の干潟や夕陽への眺望が開ける展望デッキや屋上テラス等、眺望を楽しめる場を設けること。	・有明海に沈む夕陽への眺望が開ける展望デッキや屋上テラス等、眺望を楽しめる場を設けること。
8	P30 (6) 施設デザイン	・有明海沿岸に立地する強みをいかし、有明海の干潟や夕陽の眺望をいかす空間演出を行うこと。	・有明海沿岸に立地する強みをいかし、有明海に沈む夕陽への眺望をいかす空間演出を行うこと。
9	P33 (2) 施設ごとの要求水準 表 飲食施設	・有明海、干潟、夕陽の眺望をいかし、それらを楽しみながら飲食ができる空間を確保すること。(有明海を臨むオープンテラス等)	・有明海、夕陽の眺望をいかし、それらを眺望できる空間を確保すること。(有明海を臨むオープンテラス等)
10	P36 表 合計	1,930 m ² 以上	1,930 m ² 程度
11	P38 表 健診会場及び待合スペース (健診時に多目的スペースを一時利用)	<ul style="list-style-type: none"> ・健診時に配置する待合スペースは、親子が待ち時間を有効活用できるように、遊び場スペースと隣接した配置にする等、創意工夫を行うこと。 ・健診受診者が裸足で歩いたり、乳幼児がハイハイしたりすることを想定し、クッション性のある床や内装に配慮すること。 ・検診車駐車スペースの近くに配置し、屋外の検診車にスムーズに出入りしやすい構造とすること。 ・行政の保健事業の一環として健診を実施するため、執務室近辺に配置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診時に配置する待合スペースは、親子が待ち時間を有効活用できるように、創意工夫を行うこと。 ・健診会場(多目的スペース)は土足厳禁とする。健診受診者が裸足で歩いたり、乳幼児がハイハイしたりすることを想定し、クッション性のある床や内装に配慮し、出入り口にシューズボックスを設けること。 ・なお、多目的スペース、遊び場スペース、託児室のシューズボックスの設置を一か所に集約する提案も可とする。 ・検診車駐車スペースの近くに配置し、屋外の検診車にスムーズにアクセスしやすい配置とすること。 ・行政の保健事業の一環として健診を実施するため、行政事務室にスムーズにアクセスしやすい配置とすること。
12	P39	・介護予防活動を実施する諸室として、多目的スペースを一	・介護予防活動を実施する諸室として、多目的スペースを一

No.	該当箇所	旧	新
	表 介護予防スペース (介護予防活動時に多目的スペースを一時利用)	時的に利用する。当該活動が実施されていない日時においては、多目的スペースとして利用する(多目的スペースとしての要求事項は後述)。	時的に利用する。当該活動が実施されていない日時においては、多目的スペースとして利用する。また、当該活動により市又は社会福祉協議会が多目的スペースの一部(200㎡)を仕切り、使用する場合においても、残りの180㎡を多目的スペースとして利用する(多目的スペースとしての要求事項は後述)。
13	同上 表 遊び場スペース	・年代別(0～2歳、3～5歳、6～12歳)にエリア分けし、各年代の子どもの体格や動作、活動に合った空間で、安全にのびのびと遊べる空間とすること。	・障がい児を含む0歳から12歳までの、各年代の子どもの体格や動作、活動に合った空間で、安全にのびのびと遊べる空間とすること。
14	P40 表 託児室(子ども図書スペース含む)	・相談や行政事務等を目的とした来訪者が利用しやすいような配置とすること。	・相談や行政事務等を目的とした来訪者が利用しやすいような配置や動線に配慮すること。
15	同上 表 多目的スペース	・市民のサークル活動や保護者交流及びネットワーク化促進事業を実施する諸室として配置すること。	・市民のサークル活動等を行うための貸しスペースや、市または社会福祉協議会が事業を実施する諸室として使用する。
16	P42 表 健診時利用規模	問診室 80㎡程度 栄養相談室 40㎡程度 集団指導室 60㎡程度 倉庫 40㎡程度	問診室 80㎡以上 栄養相談室 40㎡以上 集団指導室 60㎡以上 倉庫 40㎡以上
17	同上 (3)施設規模 表 健診会場 (健診時に多目的スペースを一時利用)	380㎡以上 (検診時の仕切り：①問診室80㎡程度 ②栄養相談室40㎡程度、③集団指導室60㎡程度、 ④健診時倉庫40㎡程度、⑤待合スペース160㎡程度)	380㎡以上 (検診時の仕切り：①問診室80㎡以上 ②栄養相談室40㎡以上、③集団指導室60㎡以上、 ④健診時倉庫40㎡以上、⑤待合スペース160㎡以上)
18	同上 表 健診用個室	100㎡以上 (全て個室：①眼科室40㎡程度、②歯科室20㎡程度、 ③計測兼診察室40㎡)	100㎡以上 (全て個室：①眼科室40㎡以上、②歯科室20㎡以上、 ③計測兼診察室40㎡以上)

No.	該当箇所	旧	新
19	P43 表 多目的スペース	380 m ² 程度	380 m ² 以上
20	同上 表	2,735 m ² 以上	2,735 m ² 程度
21	P44 (2)施設ごとの要求 水準 表 利用者向け駐車場		(追加) ・なお、保福子施設用の思いやり駐車場については、ベビーカー利用者等の乗降に配慮し、保福子施設の出入口付近に配置すること。
22	同上	保福子施設の出入口付近の駐車場には、思いやり駐車場やベビーカー利用者の乗降に配慮した広めの幅のバリアフリータイプの屋根付き駐車場を4台程度設けること。	(削除)
23	P64 2. 開業準備業務の期間	開業準備業務開始日～令和8（2026）年3月の開業日前日まで（事業者の提案による）	開業準備業務開始日～令和8（2026）年9月の開業日前日まで（事業者の提案による）
24	P65 表 開業準備業務計画書及び開館式典計画書 業務計画書	・対象期間：令和8（2026）年2月	・対象期間：令和8（2026）年8月
25	P69 2. 維持管理業務の期間	令和8（2026）年3月～令和23（2041）年3月末日	令和8（2026）年9月～令和23（2041）年9月末日
26	P71 表 維持管理業務計画書	・対象期間：令和8（2026）年3月～令和23（2041）年3月末日	・対象期間：令和8（2026）年9月～令和23（2041）年9月末日

No.	該当箇所	旧	新												
	業務計画書 (維持管理業務) 【長期計画】 (事業期間)														
27	P83 2. 運営業務の期間	令和 8 (2026) 年 3 月～令和 23 (2041) 年 3 月末日	令和 8 (2026) 年 9 月～令和 23 (2041) 年 9 月末日												
28	P84 表 開館日 子育て機能 備考	道の駅の地域連携機能と開館日を合わせる	(削除)												
29	P91 3) 利用形態		<p>(追加)</p> <p>3) 利用形態</p> <p>事業者は、多目的スペース及び調理室を運営するにあたり、下記優先順位に従うこと。</p> <p>① 多目的スペース</p> <p>a) 利用の優先順位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用形態</th> <th>優先順位</th> <th>総年間利用割合 (時間換算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">市・社会福祉協議会専用利用</td> <td>①</td> <td>最大 30%</td> </tr> <tr> <td>事業者提案利用</td> <td>自主事業</td> <td>②</td> <td>総年間利用割合から市・社会福祉協議会が利用する時間を控除した割合</td> </tr> </tbody> </table> <p>b) 事前調整</p> <p>ア 市は、市・社会福祉協議会専用利用（健診会場・介護予防スペース等）について、前年度 1 月上旬までに、専用利用日程を事業者に提示する。</p> <p>イ 事業者は、上記を踏まえ、市民利用ニーズを勘案しながら、事業者提案利用について計画し、前年度 2 月上旬までに</p>	利用形態		優先順位	総年間利用割合 (時間換算)	市・社会福祉協議会専用利用		①	最大 30%	事業者提案利用	自主事業	②	総年間利用割合から市・社会福祉協議会が利用する時間を控除した割合
利用形態		優先順位	総年間利用割合 (時間換算)												
市・社会福祉協議会専用利用		①	最大 30%												
事業者提案利用	自主事業	②	総年間利用割合から市・社会福祉協議会が利用する時間を控除した割合												

No.	該当箇所	旧	新												
			<p>市に提示すること。</p> <p>ウ 市及び事業者は、双方の利用計画を確認する。そのうえで、事業者は年度の利用計画として確定したものは、当該年度の運營業務計画書に反映すること。</p> <p>エ なお、市及び社会福祉協議会の年間利用割合が 30%を超える場合は、以下のとおり対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市と事業者で協議を行い、利用の調整を行う。 ・そのうえで、市及び社会福祉協議会が、事業者が利用を予定していた市民利用枠を活用する場合は、市は事業者を利用料金を支払う。 <p>② 調理室</p> <p>a) 利用の優先順位</p> <table border="1" data-bbox="1323 804 2024 967"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用形態</th> <th>優先順位</th> <th>総年間利用割合 (時間換算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">市・社会福祉協議会専用利用</td> <td>①</td> <td>最大 30%</td> </tr> <tr> <td>事業者提案利用</td> <td>自主事業</td> <td>②</td> <td>総年間利用割合から市・社会福祉協議会が利用する時間を控除した割合</td> </tr> </tbody> </table> <p>b) 事前調整</p> <p>ア 市は、市・社会福祉協議会専用利用について、前年度 1 月上旬までに、専用利用日程を事業者に提示する。</p> <p>イ 事業者は、上記を踏まえ、市民利用ニーズを勘案しながら、事業者提案利用について計画し、前年度 2 月上旬までに市に提示すること。</p> <p>ウ 市及び事業者は、双方の利用計画を確認する。そのうえで、事業者は年度の利用計画として確定したものは、当該年度の運營業務計画書に反映すること。</p>	利用形態		優先順位	総年間利用割合 (時間換算)	市・社会福祉協議会専用利用		①	最大 30%	事業者提案利用	自主事業	②	総年間利用割合から市・社会福祉協議会が利用する時間を控除した割合
利用形態		優先順位	総年間利用割合 (時間換算)												
市・社会福祉協議会専用利用		①	最大 30%												
事業者提案利用	自主事業	②	総年間利用割合から市・社会福祉協議会が利用する時間を控除した割合												

No.	該当箇所	旧	新														
			<p>エ なお、市及び社会福祉協議会の年間利用割合が 30%を超える場合は、以下のとおり対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市と事業者で協議を行い、利用の調整を行う。 ・そのうえで、市及び社会福祉協議会が、事業者が利用を予定していた市民利用枠を活用する場合は、市は事業者を利用料金を支払う。 														
30	P92 4) 施設使用料	<p>①物産販売所・飲食施設の運営及び、自動販売機の設置</p> <p>物産販売所・飲食施設に係る施設使用料は、【固定費】及び【変動費】の2種類を、自動販売機に係る施設使用料は【変動費】を、毎年の使用料として市に支払うものとする。</p> <p>物産販売所・飲食施設に係る施設使用料のうちの固定費は、物産販売所及び飲食施設にかかる建設費を耐用年数で除した額（減価償却費の当該年度分に相当する額）とし、建物建設単価は事業者の提案とする。</p> <p>具体的には、以下の計算式により算定した金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>【固定費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料（円／年） <p>=a) 物産販売所及び飲食施設にかかる建物建設単価（円／m²）× b)物産販売所・飲食施設の面積（m²）÷ c)耐用年数</p> <p>a)建物建設単価…躯体及び設備に係る整備費として、事業者にて提案すること。なお、耐用年数の違いを考慮して、建設費のうち、躯体整備費及び設備工事費は、区分して単価を提示すること。</p>	<p>①物産販売所・飲食施設の運営及び、自動販売機の設置</p> <p>物産販売所・飲食施設の運営及び自動販機に係る施設使用料は、売上高に対する一定割合を、毎年の使用料として市に支払うものとする。割合については、事業者の提案に委ねる。以下の例に示すように、経営が安定するまでの一定期間は使用料を免除する提案や、売上高に応じて、割合を変動させる提案も妨げない。</p> <p style="text-align: center;">表 使用料の提案例</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">売上高</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>開業3年目まで</th> <th>開業3年目以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売上6億円未満</td> <td>売上の(0)%</td> <td>売上の(2.5)%</td> </tr> <tr> <td>売上6億円以上8億円未満</td> <td>売上の(0)%</td> <td>売上の(3.0)%</td> </tr> <tr> <td>売上8億円以上</td> <td>売上の(0)%</td> <td>売上の(3.5)%</td> </tr> </tbody> </table>	売上高	使用料		開業3年目まで	開業3年目以降	売上6億円未満	売上の(0)%	売上の(2.5)%	売上6億円以上8億円未満	売上の(0)%	売上の(3.0)%	売上8億円以上	売上の(0)%	売上の(3.5)%
売上高	使用料																
	開業3年目まで	開業3年目以降															
売上6億円未満	売上の(0)%	売上の(2.5)%															
売上6億円以上8億円未満	売上の(0)%	売上の(3.0)%															
売上8億円以上	売上の(0)%	売上の(3.5)%															

No.	該当箇所	旧	新																				
		<p>b) 物産販売所・飲食施設の面積…物産販売所はバックヤードを含めて750㎡程度、レストランは560㎡程度を目安として、事業者からの提案とする。</p> <p>c) 耐用年数については、国税庁が示す「主な減価償却資産の耐用年数（建物／建物付属設備）」に基づき設定すること。本施設で想定される耐用年数は以下のとおりであるが、事業者が提案する建物構造等に応じて設定すること。</p> <p>鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造のもの（店舗用・病院用のもの）：39年</p> <p>電気設備（照明設備を含む）、給排水・衛生設備、ガス設備：15年</p> <p style="text-align: center;">表 【固定】 分の使用料の計算例</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>a) 建物建設単価</th> <th>b) 物産販売所・飲食施設の面積</th> <th>c) 耐用年数</th> <th>a)×b)÷c)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>躯体整備費</td> <td>280千円/㎡</td> <td>1,310㎡（物産販売所750㎡+飲食施設560㎡）</td> <td>39年</td> <td>9,405千円</td> </tr> <tr> <td>設備工事費</td> <td>120千円/㎡</td> <td>1,310㎡</td> <td>15年</td> <td>10,480千円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">使用料（千円/年）</td> <td>19,885千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【変動費】</p> <p>変動費は、物産販売所・飲食施設及び自動販売機における売上（税抜）に対して、一定割合を設定すること。その際、物産販売所、飲食施設、自動販売機のそれぞれで、個別の割合を設定し、いずれも1%を下限值として提案すること。</p> <p>・使用料（円/年）</p> <p>＝物産販売所及び飲食施設の売上高（税抜、円/年）×事業者の提案する割合</p> <p>※売上に対する割合について、1%以上の値を提案すること。</p>		a) 建物建設単価	b) 物産販売所・飲食施設の面積	c) 耐用年数	a)×b)÷c)	躯体整備費	280千円/㎡	1,310㎡（物産販売所750㎡+飲食施設560㎡）	39年	9,405千円	設備工事費	120千円/㎡	1,310㎡	15年	10,480千円	使用料（千円/年）				19,885千円	
	a) 建物建設単価	b) 物産販売所・飲食施設の面積	c) 耐用年数	a)×b)÷c)																			
躯体整備費	280千円/㎡	1,310㎡（物産販売所750㎡+飲食施設560㎡）	39年	9,405千円																			
設備工事費	120千円/㎡	1,310㎡	15年	10,480千円																			
使用料（千円/年）				19,885千円																			

No.	該当箇所	旧	新
31	同上 ②大屋根広場	事業者が主催する大屋根広場でのイベントについて、営利目的の催事に利用する場合は、売上（税抜）の一定割合を市に還元すること。 売上に対する割合について、1%以上の値を提案すること。	事業者が主催する大屋根広場でのイベントについて、営利目的の催事に利用する場合は、売上（税抜）の一定割合を市に還元すること。 事業者は、売上に対する割合について提案すること。なお割合は事業者の提案に委ねる。経営が安定するまでの一定期間は市への還元を免除する提案や、売上高に応じて、割合を変動させる提案も妨げない。
32	P93 表 運營業務計画書 業務計画書 (運營業務) 【長期計画】 (事業期間)	・対象期間：令和8（2026）年3月～令和23（2041）年3月末日	・対象期間：令和8（2026）年9月～令和23（2041）年9月末日
33	P99 5)その他	・なお、収益事業を行う場合は、売上（税抜）の一定割合を市に還元すること。 ・売上に対する割合について、1%以上の値を提案すること。	・なお、収益事業を行う場合は、売上（税抜）の一定割合を市に還元すること。 事業者は、売上に対する割合について提案すること。割合は事業者の提案に委ねる。経営が安定するまでの一定期間は市への還元を免除する提案や、売上高に応じて、割合を変動させる提案も妨げない。
34	P104 4)子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	・子育てサークル及び子育てボランティアの育成につながるよう、 遊び場スペース 、子ども図書スペース 及び多目的スペース 等にて、定期的に、サークル活動や講習会、講演会等の企画、運営を行うこと。	・子育てサークル及び子育てボランティアの育成につながるよう、子ども図書スペース等にて、定期的に、サークル活動や講習会、講演会等の企画、運営を行うこと。
35	P104 (3)託児室及び子ども図書スペース運営業務の要求水準 1) 託児業務		(追加) ・託児可能な利用年齢は、首が座ってから就学前までとすること。 ・託児時間は最大4時間までの受入れとすること。

No.	該当箇所	旧	新
36	P105 ①図書管理業務	・令和4年4月にリニューアルオープン予定の荒尾市立図書館との連携を想定し、荒尾市立図書館とネットワーク経由でつながり、一部のサービス・コンテンツ等を共有できる大画面ディスプレイを設置すること。	・令和4年4月にリニューアルオープンした荒尾市立図書館との連携を想定し、荒尾市立図書館とネットワーク経由でつながり、一部のサービス・コンテンツ等を共有できる大画面ディスプレイを設置すること。
37	P110 (8)自主事業	・営利目的の自主事業を実施する場合は、売上（税抜）の一定割合を市に還元すること。なお還元割合は、事業者の提案とするが、1%以上の値を提案すること。	・営利目的の自主事業を実施する場合は、売上（税抜）の一定割合を市に還元すること。事業者は、売上に対する割合について提案すること。なお割合は事業者の提案に委ねる。経営が安定するまでの一定期間は市への還元を免除する提案や、売上高に応じて、割合を変動させる提案も妨げない。
38	資料7 (R4年度)健診・介護予防・食育事業の年間スケジュール (参考)	令和3年度 大人の健診日程 令和3年度 母子保健事業日程表	令和4年度 大人の健診日程 令和4年度 母子保健事業日程表 (令和4年度日程に更新)
39	同上	健診の年間スケジュール補足 ・コロナにより、今年度は、5・6月の健診を12月に移動させて実施予定。	健診の年間スケジュール補足 ・コロナにより、令和2年度と令和3年度は、5・6月の健診を10月、12月に移動させて実施
40	同上		(追加) 介護予防事業による多目的スペースの利用想定 食育・栄養指導事業等による調理室の利用想定
41	資料8 什器・備品リスト 健診会場（必要時に多目的スペースを一時利用）		(追加) シューズボックス 1式 100人用以上とすること